

浦安市健全な財政運営に関する条例

【条文の考え方】

浦安市

目 次

01	条例名・条例構成	1
02	第1章 第1条 (目的)	2
03	_____第2条 (基本理念)	2
04	_____第3条 (責務)	3
05	第2章 第4条 (収支均衡の確保)	4
06	_____第5条 (財政構造の弾力性確保)	4
07	_____第6条 (行政水準の維持及び向上)	4
08	_____第7条 (財政運営の効率化)	5
09	_____第8条 (長期的財政安定の確保)	5
10	第3章 第9条 (中長期財政収支等の見通し)	5
11	_____第10条 (歳入の確保及び歳出の適正化)	6
12	_____第11条 (財政調整基金)	6
13	_____第12条 (市債)	7
14	_____第13条 (債務負担行為)	7
15	_____第14条 (特別会計)	8
16	_____第15条 (公共施設)	8
17	_____第16条 (補助金)	9
18	_____第17条 (独自の財政健全化基準の設定)	9
19	_____第18条 (使用料及び手数料等)	10
20	_____第19条 (公金の運用)	10
21	第4章 第20条 (財政情報の共有)	10
22	_____第21条 (財務書類の作成及び公表)	11
23	_____第22条 (財政状況の公表)	12
24	第5章 第23条 (委任)	12
25	附 則	13

01 条例名・条例構成

条例名

浦安市健全な財政運営に関する条例

本市の健全な財政運営について規定する条例のため、この題名としています。「健全」という用語は、「地方財政法」「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で使用されています。法律上、健全という用語の定義そのものは無いため、一般的な用語と同義としています。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 財政運営の基本原則（第4条－第8条）

第3章 財政運営の基本的な取組（第9条－第19条）

第4章 財政情報の共有（第20条－第22条）

第5章 補則（第23条）

附則

本条例は、本則5章23条及び附則2項で構成されています。

第1章では、総則として、目的、基本理念、責務を規定しています。

第2章では、財政運営の基本原則として、収支均衡の確保や財政構造の弾力性確保など5つの財政運営の基本的なルールを規定しています。

第3章では、財政運営の基本的な取組として、将来にわたって健全で安定した財政運営を堅持していくため、中長期財政収支の見通しや基金、地方債等、11の項目の取組を規定しています。

第4章では、財政情報の共有として、財務書類や財政状況の公表について規定しています。

第5章では、市長への委任を規定しています。

附則では、施行期日と浦安市財政状況の公表に関する条例の廃止を規定しています。

02 第1章 第1条 (目的)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、財政運営の基本原則及び基本的な考え方を定めることにより、将来にわたって健全で安定した財政運営の堅持に資することを目的とする。

この条例の目的を規定しています。

本条例により、本市の財政運営における基本原則や考え方を定めることで、将来にわたって健全で安定した財政運営を行うことを堅持していくものです。

地方財政が健全に運営されることは、教育、福祉等市民生活に直結した行政を充実させ、地方自治を発展させるための基本であるものです。

03 第2条 (基本理念)

(基本理念)

第2条 市は、市政が市民の厳粛な信託及び負託に基づき運営されているという認識に立って財政運営を行わなければならない。

2 市は、前条の目的を達成するため、常に財政状況を総合的に把握し、財源を効果的かつ効率的に活用することにより、財政を健全に運営しなければならない。

3 市は、世代間の財政負担の均衡に留意し、社会経済情勢や行政需要の変化に的確に対応した持続可能な財政構造の確立に向けて計画的に財政運営を行わなければならない。

財政運営の基本理念を規定しています。

第1項は、市政が市民の信託に基づき、市民の負担（市税等）で成り立っていることを理解した上で、市の財政運営を行わなければならないことを規定しています。

第2項は、健全な財政運営のため、様々な観点から財政の状況を把握し、限られた財源を効果的かつ効率的に活用することを通じて、目的を達成することを理念として規定

しています。視点としては、短期（毎年）から中期（3～5年）程度を念頭にしているものです。

第3項は、中長期的な財政運営についての基本理念を規定しています。

世代間の財政負担とは、現在の世代が負担すべきものを将来世代が負担すること、逆に将来世代が負担すべきものを現在世代が負担することなど、を示しており、これらの均衡に留意することとしています。

04 第3条 （責務）

（責務）

第3条 市長は、前条の基本理念にのっとり、行政需要を的確に把握し、必要性を考慮した予算の編成及び適正な執行をすることにより、健全で安定した財政運営を行わなければならない。

2 市職員は、この条例を遵守し、財政運営に関して、公正、誠実かつ効率的な職務遂行に努めなければならない。

3 議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関として、前条の基本理念にのっとり、予算を議決し、その執行を監視し、決算の認定を議決しなければならない。

4 市民は、行政活動によって得られる行政サービスが市民による相応の負担の上に成り立っていることを認識しなければならない。

財政運営の市長、市職員、議会、市民の責務を定めています。

第1項は、市長の責務として、中長期的な観点から変化していく行政需要を適切に捉え、その時々合う行政運営と健全な財政運営を行うことを規定しています。

第2項は、市職員の責務として、将来にわたって健全で安定した財政運営を堅持していくため、与えられた業務について、コスト意識を持ち効率的に、最後まで責任をもって行うことを規定しています。

第3項は、議会の責務として、市民の信託に基づく代表機関として、財政運営の基本理念を踏まえ、その権限を行使することを規定しています。

第4項は、市民の責務として、行政サービスは、市民の負担（市税等）によって担われていることを認識することを規定しています。

05 第2章 第4条 （収支均衡の確保）

第2章 財政運営の基本原則

（収支均衡の確保）

第4条 市は、形式的な収支の均衡ではなく、予算上の経費構成と収入構成との実質的な相関において、適正な均衡が保持されるよう努めなければならない。

財政運営の基本原則の一つ収支均衡の確保を定めています。

予算の編成において、単純に歳入と歳出の額を合わせるのではなく、その年度の歳入の試算を踏まえた上、行政需要を捉えた事業の内容を十分に精査し、その年度の歳出が補えるように収支均衡に向け取り組むことを規定しています。

06 _____ 第5条 （財政構造の弾力性確保）

（財政構造の弾力性確保）

第5条 市は、経済変動や行政内容の変化に対応することができるような弾力性のある財政構造の保持に努めなければならない。

財政運営の基本原則の一つ財政構造の弾力性確保を定めています。

弾力性のある財政構造の保持とは、毎年支出が必要となる義務的経費に充てる財源以外に、社会経済情勢や行政需要の変化に対応するための財源を確保していくことを規定しています。

07 _____ 第6条 （行政水準の維持及び向上）

（行政水準の維持及び向上）

第6条 市は、財政の健全性を確保しながら、市民の要望に応え行政サービス

の質の維持及び向上に努めなければならない。

財政運営の基本的な原則の一つ行政水準の維持及び向上を定めています。

社会経済情勢や行政需要の変化により行政サービスが増加していくなか、財政の健全性を確保しつつ、行政サービスの質の維持及び向上をしていくことを規定しています。

08 _____ 第7条 (財政運営の効率化)

(財政運営の効率化)

第7条 市は、個々の行政需要について具体的な実情に応じ判断し、最少の経費をもって最大の行政効果を挙げるよう努めなければならない。

財政運営の基本的な原則の一つ財政運営の効率化を定めています。

人口構成や市民ニーズの多様化から、個々の行政需要を具体的に把握し、行政改革の視点から事業を点検し、最少の経費で最大の効果を生む財政運営をしていくことを規定しています。

09 _____ 第8条 (長期的財政安定の確保)

(長期的財政安定の確保)

第8条 市は、長期的な観点に立脚して、後年度の財政運営に支障が生ずることのないよう努めなければならない。

財政運営の基本的な原則の一つ長期的財政安定の確保を定めています。

単に各年度における収支の形式的均衡のみの保持ではなく、長期的（概ね10年以上）な視点から、財政収支の見通しを総合的に判断し、基本理念にのっとり、後年度に支障が生じることのない財政運営をしていくことを規定しています。

10 第3章 第9条 (中長期財政収支等の見通し)

第3章 財政運営の基本的な取組

(中長期財政収支の見通し)

第9条 市は、行政需要や将来の人口動態等を踏まえ、中長期財政収支の見通しを毎年度策定し、公表するとともに、当該財政収支の見通しを基に予算編成において財源の政策配分に努めなければならない。

第3章では、健全な財政運営のための基本的な取組を規定しています。

第9条は、中長期財政収支見通しの策定と、見通しを基に財源の政策配分に努めることを規定しています。中長期財政収支見通しを策定するにあたり、行政需要や人口動態の他にも、国内の経済情勢や市債の償還予定等を踏まえて、策定していくことを規定しています。

11 _____ 第10条 (歳入の確保及び歳出の適正化)

(歳入の確保及び歳出の適正化)

第10条 市は、財政の基盤となる市税等の収入の確保及び納税の公平性の確保のため、市税等の徴収に努めるとともに、市有財産の有効活用を図るなど、新たな財源の確保に努めなければならない。

2 市は、全ての事務事業について、緊急性、重要性及び効率性を検討し、常に見直しを行い、費用の適正化に努めなければならない。

歳入確保と歳出予算の基本的な取組を規定しています。

第1項は、市税等（市税や国民健康保険税、介護保険料）の歳入確保と、納入者間の公平性を確保するため、徴収に努める旨を規定しています。後段では、財産の有効活用により、新たな財源確保に取り組むことを規定しています。

第2項は、歳出における全ての事務事業について、予算編成と予算執行の全ての段階において、緊急性、重要性及び効率性といった様々な観点から見直しを行い、支出となる費用を常に適正化していくことを規定しています。

12 _____ 第11条 (財政調整基金)

(財政調整基金)

第11条 市は、財政調整のための基金について、各施策の推進のためその活

用を図りながらも、年度間の財源調整や災害復旧などに対応するため一定の年度末残高の確保に努めなければならない。

財政調整基金の取組を規定しています。

財政調整基金を必要となる施策の推進に活用しつつも、安定した財政運営のために、一定の残高確保に取り組むこととしています。一定の年度末残高については、財政運営に関する基本指針では、「年度末残高が50億円を下回ることがないように努めます」としており、この条例でも考え方を踏襲しています。

13 第12条 (市債)

(市債)

第12条 市は、市債の発行について、市債を財源として実施する事業の必要性について精査しその活用を図るとともに、単年度の収支の均衡を図ることのみを理由に依存することなく、将来の財政運営に与える影響や次世代に過度な負担を残さないよう留意しなければならない。

市債（地方債）についての取組を規定しています。

市債を財源とする場合は、事業の必要性を精査するとともに、事業費を精査し、国県等の補助金等の財源の確保を図り、活用することとしています。

市債の発行にあたっては、財源不足に対応するために依存することなく、将来への影響に留意することとしています。

14 第13条 (債務負担行為)

(債務負担行為)

第13条 市は、債務負担行為について、複数年度の契約を締結するなど債務を負担するため必要となる予算措置としての設定を遵守し、単に後年度に財政負担を繰延べする便法として設定をしてはならない。

債務負担行為についての取組を規定しています。

債務負担行為は、単年度の債務のみ負担する歳出予算と異なり、複数年度の債務を負

担することができるものであり、複数年度の契約を締結する場合などに必要となるものです。債務負担行為の設定について、単に支払を後年度に送るような使用を戒める旨を規定しています。

15 _____ 第14条 (特別会計)

(特別会計)

第14条 市は、市が設置する特別会計について、独立した会計として自律的な運営を行うよう努めなければならない。

特別会計の取組について規定しています。

本市では、公営企業会計も含めて、現在5つの会計を有しており、それぞれの会計が独立採算を行うよう努めていく旨を規定しています。

16 _____ 第15条 (公共施設)

(公共施設)

第15条 市は、公共施設について、更新需要に対する投資額の抑制を図るため、大規模補修工事による施設の維持を図るとともに、使用の状況を踏まえ、長期的な視点に立ち、用途の見直しを含めた施設の有効活用に努めなければならない。

2 市は、公共施設の修繕など一時的に大きな財政負担に備え、基金への積立てを適宜行うとともに、その活用を図るよう努めなければならない。

公共施設についての財政運営面からの取組について規定しています。

第1項では、更新需要に対する投資額の抑制とは、経年による建て替えでは費用が高額となることから、大規模補修工事により施設の維持・延命化を図ることにより、費用の抑制を図るものです。また、施設の用途見直しなど有効活用を図ることとしています。

第2項では、基金への積立てと活用を規定しており、具体的には、公共施設修繕基金となります。

17 第16条 (補助金)

(補助金)

第16条 市は、補助金について、客観性や透明性の確保に努め、施策の推進が図れるようその活用を図るとともに、公益性、公平性、有効性等の観点から、定期的に、包括的な見直しに努めなければならない。

補助金の取組について規定しています。

前段では、施策の推進の目的のために補助金を活用しつつ、補助金の内容等については、客観性や透明性に努めることを規定しています。後段では、様々な観点（公益性、公平性、有効性、必要性、施策との整合性、効率性）から、定期的（概ね3年）に、全ての補助金について見直すことを規定しています。

18 第17条 (独自の財政健全化基準の設定)

(独自の財政健全化基準の設定)

第17条 市は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第5号に掲げる早期健全化基準より厳しい独自の財政の健全化に関する比率の基準を設定するものとする。

2 市は、前項の比率のいずれかが同項の基準以上となった場合は、外部の者による評価を実施し、その結果を踏まえて改善策を策定するとともに、これらを公表するものとする。

第1項では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律よりも厳しい、独自の財政の健全化に関する比率を設定することを規定しています。

財政運営に関する基本指針でも定めていましたが、健全な財政運営の堅持のため、条例に規定します。

比率の設定については、財政運営に関する基本指針を踏襲しています。

	早期健全化基準	
	財政健全化法 A	独自基準(A×0.6)
実質公債費比率	25.0%	15.0%
将来負担比率	350.0%	210.0%

第2項では、独自基準以上となった場合に、外部による評価を実施し、この結果を踏まえ、早期健全化のための改善策を策定し公表することを規定しています。

19 第18条 (使用料及び手数料等)

(使用料及び手数料等)

第18条 市は、使用料及び手数料等について、受益と負担との関係を考慮し、また、公平性を確保するため、定期的に見直すとともに、収納率の向上に努めなければならない。

使用料及び手数料等(分担金・負担金)の取組について規定しています。

前段では、受益者と公費の負担割合を考慮し、公平性を確保するために定期的(概ね3年)な見直しを行うこととしています。

後段では、公平性の観点から、収納率の向上に努めることを規定しています。

20 第19条 (公金の運用)

(公金の運用)

第19条 市は、公金の安全、確実かつ効率的な運用を行い、運用益の確保に努めなければならない。

公金の運用に関する取組について、規定しています。

公金は、安全性・確実性はもちろんのこと、効率的に運用することにより、運用益の確保に努めることとしています。

21 第4章 第20条 (財政情報の共有)

第4章 財政情報の共有

(財政情報の共有)

第20条 市は、予算に関する説明書及び決算書を公表するものとする。

2 市は、前項に規定するもののほか、財政に関する情報について、分かりやすく公表し、市民と共有を図るよう努めなければならない。

第4章では、健全な財政運営のため、財政情報を共有するために、市が行う情報の公表について規定しています。

第1項では、予算に関する説明書及び決算書の公表を規定しています。

第2項では、第1項以外に、財政に関する情報を図表を用いて、市ホームページなどで分かりやすく公表することを規定しています。

22 第21条 (財務書類の作成及び公表)

(財務書類の作成及び公表)

第21条 市は、毎年度、発生主義会計に基づく国の基準を踏まえて財務書類を作成し、公表するものとする。

2 前項の財務書類は、次に掲げる区分ごとに作成するものとする。

- (1) 一般会計等（一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計をいう。）
- (2) 前号に掲げる会計及び地方公営事業会計を連結したもの
- (3) 前号に掲げる会計及び市が出資する法人その他の団体（市長が必要と認めるものに限る。）の会計を連結したもの

3 市は、前2項の規定による財務書類を活用しながら、財政に関する情報を分かりやすく公表するよう努めなければならない。

地方公会計に基づく財務書類の作成及び公表について、規定しています。

第1項では、現金主義・単式簿記による予算決算制度を補完するものとして、発生主義会計による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）の作成と公表を規定しています。

第2項では、財務書類の作成単位を規定しています。

第3項では、財務書類を活用し、各種指標により前年度との比較を行い、市ホームページなどで分かりやすく情報を公開する旨を規定しています。

23 第22条 (財政状況の公表)

(財政状況の公表)

第22条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により、次に掲げる事項について、年2回公表を行うものとする。

- (1) 収入及び支出の概況
- (2) 住民の負担の状況
- (3) 公営事業の経理の概況
- (4) 財産公債及び一時借入金の現在高
- (5) その他市長において必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、市の広報紙又はホームページに掲載することにより行うものとする。

3 第1項の規定による公表は、前年の10月1日からその年の3月31日までの期間におけるものにあつては5月末日までに、当該期間における同項各号に掲げる事項を掲載し、4月1日から9月30日までの期間におけるものにあつては11月末日までに、当該期間における同項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。

地方自治法の規定による財政状況の公表等に関して、法律の委任を受けて規定しています。

本条例の制定に伴い、浦安市財政状況の公表に関する条例（昭和23年条例第6号）の規定を本条例に規定し、統合を行うものです。

24 第5章_第23条 (委任)

第5章 補則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

本条例の施行に関して必要な事項として

- ・第11条（財政調整基金）の確保に努める年度末残高額
- ・第17条（独自の財政健全化基準の設定）における独自の財政の健全化に関する比率について、市の考え方を基準として定めます。

25 附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(浦安市財政状況の公表に関する条例の廃止)
- 2 浦安市財政状況の公表に関する条例(昭和23年条例第6号)は、廃止する。

第1項は、施行期日を令和4年4月1日と定めるものです。

第2項は、第23条の規定に伴い、浦安市財政状況の公表に関する条例を廃止するものです。